

特定疾患治療研究事業の概要 (いわゆる難病の医療費助成)

1. 目 的

原因が不明であって、治療方法が確立していない、いわゆる難病のうち、治療が極めて困難であり、かつ、医療費も高額である疾患について医療の確立、普及を図るとともに、患者の医療費の負担軽減を図る。

2. 実施主体 都道府県

3. 事業の内容 対象疾患の治療費について、社会保険各法の規定に基づく自己負担の全部又は一部に相当する額の1/2を毎年度の予算の範囲内で都道府県に対して補助

4. 患者自己負担

所得と治療状況に応じた段階的な一部自己負担あり

上限額 入院 0～23,100円/月

外来等 0～11,550円/月

※対象者が生計中心者である場合は上記金額の1/2

5. 対象疾患

難治性疾患克服研究事業のうち臨床調査研究分野の対象疾患(130疾患)の中から、学識者から成る特定疾患対策懇談会の意見を聞いて選定しており、現在、56疾患が対象となっている。

<参考>臨床調査研究分野の対象疾患

次の4要素(①～④)から選定し、現在、130疾患が対象となっている。

①希少性：患者数が有病率からみて概ね5万人未満の患者とする。

②原因不明：原因又は発症機序(メカニズム)が未解明の疾患とする。

③効果的な治療方法未確立

④生活面への長期にわたる支障(長期療養を必要とする)

ハンセン病に関する主な施策

内閣総理大臣談話に基づき設置された「ハンセン病問題対策協議会」(座長:厚生労働副大臣)において、統一交渉団(患者・元患者の代表及び弁護団)と検討を重ね、合意された事項に関する施策を実施している。

謝罪・名誉回復措置

(平成23年度予算 13.5億円)

- ハンセン病問題に関するシンポジウムの開催
- 全国の中学校などにパンフレットの配布(170万部)
- 国立ハンセン病資料館の運営
- らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日に関する経費
- 重監房再現に係る経費
- 補償金又は和解一時金(入所時期等に応じて一人あたり800万~1400万円)

社会復帰・社会生活支援

(平成23年度予算 32.9億円)

- 国立ハンセン病療養所等を退所した方に対する給与金の支給(月額約17.6万円~、)
- 非入所者に対する給与金の支給(課税者:月額~約4.8万円、非課税者:月額約6.4万円)
※非入所者とは・・・ハンセン病療養所へ入所したことがない方で、ハンセン病国家賠償請求訴訟を提起した方のうち、和解が成立した方のこと

在園保障

(平成23年度予算 347億円)

- 国立及び私立ハンセン病療養所において、入所者に対する必要な療養を実施する他、ハンセン病療養所の施設整備を実施。

国立ハンセン病資料館の概要

1. 趣旨

「ハンセン病の早期かつ全面的解決に向けての内閣総理大臣談話」（平成13年5月）に基づき、旧高松宮記念ハンセン病資料館を拡充。

2. 事業内容

「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」前文、第1条（趣旨）及び第11条（名誉の回復等）に基づき国が実施する普及啓発活動の一環として、ハンセン病に対する正しい知識の普及啓発による偏見・差別の解消及び患者・元患者の名誉回復を図る。

（主な機能）

- 教育啓発機能
- 展示機能
- 収集保存機能
- 調査研究機能
- 情報センター機能
- 管理・サービス機能
- 企画調整機能

3. 施設等の概要

場所	東京都東村山市青葉町4-1-13
建物の概要	地上2階（約4000㎡（延面積））
敷地面積	約6,824㎡
建設主体	国土交通省関東地方整備局
管理・運営主体	（財）日本科学技術振興財団

4. 開館日 平成19年4月1日



【資料館外観図（模型）】

エイズ予防指針の3本柱

- ◆ 我が国のHIV・エイズ対策は、感染症予防法に基づき策定された「エイズ予防指針」(平成18年改正)に沿って実施
- ◆ 「エイズ予防指針」の基本的な考え方(①疾病概念の変化に対応した施策展開 ②国と地方公共団体との役割分担の明確化 ③施策の重点化)に基づき、以下の施策を実施

普及啓発及び教育

《国が中心となる施策:一般的な普及啓発》

- ・ HIV/エイズに係る基本的な情報・正しい知識の提供
- ・ 普及啓発手法の開発、普及啓発手法マニュアル作成

《地方自治体を中心となる施策:個別施策層に対する普及啓発》

- ・ 青少年、同性愛者への対応

検査相談体制の充実

《国が中心となる施策:検査相談に関する情報提供》

- ・ HIV検査普及週間(毎年6/1~7)の創設
- ・ 検査手法の開発、検査相談手法マニュアル作成

《地方自治体を中心となる施策:検査・相談体制の充実強化》

- ・ 利便性の高い検査体制の構築(平日夜間・休日・迅速検査等)
- ・ 年間検査計画の策定と検査相談の実施

医療提供体制の再構築

《国が中心となる施策:新たな手法の開発》

- ・ 外来チーム医療の定着
- ・ 病診連携のあり方の検討

《地方自治体を中心となる施策:都道府県内における総合的な診療体制の確保》

- ・ 中核拠点病院の整備を始めとした都道府県内における医療体制の確保
- ・ 連絡協議会の設置等による各病院間の連携支援

施策の実施を支える新たな手法

- 普及啓発等施策の実施におけるNGO等との連携強化
- 関係省庁間連絡会議の定期的な開催による総合的なエイズ対策の推進
- 感染者・患者数の多い都道府県等(17地方公共団体)への重点的な連携

実績評価書様式

(厚生労働省23(IV-4-3))

施策目標名	麻薬・覚せい剤等の乱用を防止する(施策中目標IV-4-3)						
施策の概要	<p>本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。 (施策小目標1)麻薬・覚せい剤等の不正流通の遮断を推進するとともに、医療用麻薬等の適正な流通を確保する (施策小目標2)麻薬・覚せい剤等の乱用防止を推進する (施策小目標3)違法ドラッグ(いわゆる脱法ドラッグ)の取締りを推進する</p>						
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	<p>近年、我が国の薬物事犯による検挙人数は、高水準で推移しており、依然として非常に憂慮すべき状況にあります。このような状況下、政府は、薬物乱用対策推進本部が策定した「第三次薬物乱用防止五か年戦略」及び「薬物乱用防止戦略加速化プラン」や、犯罪対策閣僚会議が策定した「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」に基づき、各省庁が一丸となって総合的な対策を実施しています。</p> <p>厚生労働省においては、以下を実施しています。</p> <p>①薬物の不正流通を遮断するため、国内外の関係機関と協力して取締りを徹底するとともに、医療機関・薬局における医療用麻薬・向精神薬等の適正管理を推進する。 ②薬物乱用を未然に防止するため、薬物乱用の危険性を啓発する。 ③麻薬・覚せい剤等の使用のきっかけとなる違法ドラッグ(いわゆる脱法ドラッグ)の不正流通を遮断するため、幻覚等の作用を有する物質を指定薬物として指定し、その取締りを徹底する。</p> <p>(根拠法令) ○麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号) ○大麻取締法(昭和23年法律第124号) ○あへん法(昭和29年法律第71号) ○覚せい剤取締法(昭和26年法律第252号) ○国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律(平成3年法律第94号) ○薬事法(昭和35年法律第145号)</p>						
予算書との関係 ・関連税制	<p>本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)麻薬・覚せい剤対策費 :あへんの供給確保等に必要な経費(一部) 麻薬・覚せい剤対策に必要な経費(一部)</p>						
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額
予算の状況 (千円)	当初予算(a)	1,506,588	1,414,290	1,219,372	1,350,370	1,272,225	
	補正予算(b)	-117,923	-158	-374	0	0	
	繰越し等(c)	0	0	0	0	0	
	合計(a+b+c)	1,388,665	1,414,132	1,218,998	1,350,370	1,272,225	
	執行額(千円、d)	1,235,091	1,241,940	1,126,506	1,163,086		
	執行率(%、d/(a+b+c))	89%	88%	92%	86%		
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(概要・記載箇所)			

測定指標	指標1 薬物事犯の検挙人数 ・全薬物事犯の検挙人数 ・覚せい剤事犯の検挙人数 ・大麻事犯の検挙人数【単位:人】	基準値	実績値					目標値
		-	18年	19年	20年	21年	22年(暫定値)	
		-	14,882	15,175	14,720	15,417	14,965	
		-	11,821	12,211	11,231	11,873	12,200	
		-	2,423	2,375	2,867	3,087	2,367	
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	
	指標2 主な薬物の押収量 ・覚せい剤 ・大麻(乾燥大麻及び大麻樹脂) 【単位:kg】	基準値	実績値					目標値
		-	18年	19年	20年	21年	22年(暫定値)	
		-	144.0	359.0	402.6	369.5	310.6	
		-	332.6	560.4	415.7	224.8	195.6	
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	

	有効性の評価	<p>(施策小目標1) 取締関係機関相互の情報交換、合同捜査等緊密な連携を図った取締を実施し、平成22年は全国で暫定値で14,965人の薬物犯罪者を検挙するとともに、暫定値で覚せい剤約310kgや大麻195kg等の薬物を押収しました。 厚生労働省においては、警察等と合同又は共同で暴力団による薬物密売組織に対する取締りを実施したほか、イラン人組織による薬物密売事犯、ベトナム人組織による大規模大麻不正栽培・密売事犯を摘発し、外国人密売組織に対して一定の打撃を与えました。薬物供給者の摘発は、薬物の不正流通の遮断を図るうえで重要であり、有効な施策と評価できます。 また、都道府県の薬務主管課とともに、全国で医療機関や薬局等への立入検査を実施し、医療用に使用される麻薬・向精神薬等の管理の指導監督の徹底を図りました。立入検査により、医療機関や薬局等の麻薬等に対する適正管理の意識は高まっており、麻薬等の不正流出防止を図るうえで有効であったといえます。 医療用麻薬等の原料となるあへんは、乱用された場合、心身に対する弊害が極めて大きい一方で、医療上必要不可欠な医療用麻薬等の原料となるものであることから、国があへんを一元管理しており、乱用や不正流通を防止しつつ、国内における必要量の供給を確保するうえで有効であったといえます。</p> <p>(施策小目標2) 全ての小学校6年生の保護者及び高校3年生に対し、平成22年度は計229万部の薬物乱用防止のための啓発資料を配付し、青少年を中心とする一般国民の薬物乱用の危険性や有害性に対する知識の普及を図りました。近年、未成年者の主な薬物事犯検挙人数は減少傾向にあり、平成22年においても前年に比べ暫定値で63人減の425人となっており、広報啓発活動については一定程度効果をあげていると評価できます。 また再乱用防止対策を推進するため、薬物中毒者対策連絡会議等を開催し、薬物依存・中毒者の治療・社会復帰に関する意見交換・情報提供等を行うとともに、薬物依存者等の家族に対して、薬物依存に関わる情報や薬物相談の窓口を網羅的に記載した「家族読本」を作成・配布しました。これらの施策は、地域における関係機関の連携強化、薬物依存等に関する知識の向上に寄与しており、再乱用防止を推進するうえで有効な施策と評価できます。</p> <p>(施策小目標3) 違法ドラッグ対策として、国の買上調査及び各都道府県の独自の買上調査等の情報を基に、新たに5物質を指定薬物として指定し、当該物質の製造、輸入、販売等を禁止しました。同施策により、指定薬物の不正流通防止が図られており、有効な施策と評価できます。</p>
評価結果と今後の方向性	効率性の評価	<p>(施策小目標1) 最近の薬物事犯は、暴力団・イラン人等外国人組織の密売事犯に加え、インターネットを利用した非対面の密売等が問題となっていることから、麻薬取締部においては、全国の麻薬取締部でインターネット監視による情報収集に努めるとともに、情報を一元管理するなどし、捜査情報の運用の効率性を高め、インターネットを利用した事犯の摘発を強化しました。 また、不正取引される傾向が高い向精神薬を取り扱う診療施設に対する立入検査を重点的に実施し、医療関係者に対する注意喚起を行うことにより、向精神薬の不正流通防止を効率的に実施することができました。</p> <p>(施策小目標2) 平成22年度の行政事業レビュー公開プロセスにおいて、「事業は継続するが、更なる見直しが必要」であり、その際「他省庁との関係も含めて見直す」との指摘を受けたことも踏まえ、各府省庁の啓発広報事業の実態把握等を行い、その結果、文部科学省において同様の読本を作成している中学校1年生向けの啓発読本は作成しないこととする等、他府省庁との重複を避けつつ、より効率的に事業を実施しました。</p> <p>(施策小目標3) 違法ドラッグ対策については、新たに指定薬物に指定された物質を含有する商品の写真等を取締機関等に情報提供することにより、各取締機関等が情報を共有でき、監視・指導の効率的な運用が図られました。</p>

	<p style="text-align: center;">【評価の総括】</p> <p style="text-align: center;">現状分析 (施策の必要性の評価)と 今後の方向性</p>	<p>平成22年は、警察等関係機関と合同捜査等を実施するなど、徹底した取締りを実施し、暴力団やイラン人密売組織等の薬物供給者を摘発して、薬物不正流通の遮断を推進しました。また立入検査において、医療関係者等の麻薬・向精神薬等の適正管理の意識を高め、麻薬等の不正流通防止が図られました。さらに薬物乱用防止に関する啓発活動や再乱用防止対策を推進し、潜在的な又は現に乱用している需要層の減少に寄与するとともに、違法ドラッグ対策を強化して、指定薬物の不正流通防止を図りました。これらの施策により、麻薬・覚せい剤等の乱用防止が推進されており、一定の成果があったと評価できます。</p> <p>しかし、最近の薬物事犯は、暴力団・イラン人等外国人組織の密売事犯に加え、インターネットを利用した非対面の密売等、より複雑化・巧妙化しており、また水際での薬物の大量押収、国内での大規模大麻不正栽培事犯等から、薬物に対する大量の需要があることが推定されるほか、覚せい剤事犯に関しては前年に比べ増加するなど、依然として深刻な状況にあります。よって今後とも、薬物対策関係省庁間での捜査協力や情報交換を通じて緊密な連携を図るとともに、麻薬取締官の増員、装備資機材の整備を図り、取締り体制の充実強化を進める必要があります。</p> <p>薬物乱用防止の普及啓発については、近年、未成年者の薬物事犯が減少傾向にあり一定程度の効果をあげていると評価できますが、今後は、浸透度調査(配布先へのアンケート調査)の結果も踏まえ、必要な見直しを行うとともに、薬物乱用に手を染める可能性が高いと推測される集団に対するアプローチ方法を検討する等、より有効かつ効率的な啓発活動を充実・強化していく必要があります。</p> <p>再乱用防止対策については、薬物事犯の再犯者数は依然として高い水準であることから、引き続き関係施策を継続する必要があります。また麻薬取締部において、初犯者に対する再乱用防止対策について検討しています。</p> <p>違法ドラッグ対策については、違法ドラッグの販売者は、法規制を逃れる目的で構造式の一部に変化を加えた物質を輸入・販売していることから、今後も引き続き、監視指導を徹底し、新規の違法ドラッグを迅速に指定薬物に指定していく必要があります。また、指定薬物の取締りを強化するため、麻薬取締官や麻薬取締員が直接指定薬物を取締りを行えるよう法改正を検討しています。</p>
--	---	--

<p style="text-align: center;">評価結果の政策への 反映の方向性</p>	<p style="text-align: center;">予算について</p>	<p>以下の口で囲んだ方向で検討します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃止 ・見直しの上(増額/現状維持/減額) 見直しをせず現状維持
	<p style="text-align: center;">税制改正要望について</p>	
	<p style="text-align: center;">機構・定員について</p>	<p>以下の方向で検討します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 増員(薬物事犯取締関係。より確実な被疑者検挙のためのDNA型鑑定の導入、「合法ドラッグ」と称され販売されている指定薬物取締りの強化、大麻事犯の取締り及び組織犯罪対策を強化するため。)

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	
------------------------	--

<p style="text-align: center;">参考・関連資料等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○第三次薬物乱用防止五か年戦略(平成20年8月22日決定) URL:http://www8.cao.go.jp/souki/drug/sanzi5-senryaku.html ○第三次薬物乱用防止五か年戦略フォローアップ(平成21年8月20日決定) URL:http://www8.cao.go.jp/souki/drug/index-g.html ○第三次薬物乱用防止五か年戦略 戦略の指標 URL:http://www8.cao.go.jp/souki/drug/pdf/s-shihyou.pdf ○犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008(平成20年12月22日決定) URL:http://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/pdf/081222keikaku2008.pdf ○薬物乱用に関する情報ページ URL:http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/yakubuturanyou/
---	--

<p>担当部局名</p>	<p>医薬食品局</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>監視指導・麻薬対策課長 國枝 卓</p>	<p>評価書作成日</p>	<p>平成23年6月 日</p>
--------------	--------------	---------------	-----------------------------	---------------	------------------

薬物乱用の現状と対策

平成23年7月

厚生労働省

医薬食品局 監視指導・麻薬対策課

1. 麻薬・覚せい剤等事犯検挙人員の推移

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年 (暫定値)
覚せい剤取締法	11,821	12,211	11,231	11,873	12,200
(うち再犯者)	(6,421)	(6,807)	(6,283)	(6,865)	(7,150)
大麻取締法	2,423	2,375	2,867	3,087	2,367
麻薬及び 向精神薬取締法	611	542	601	429	375
あへん法	27	47	21	28	23
合 計	14,882	15,175	14,720	15,417	14,965
(うち未成年)	(525)	(524)	(515)	(488)	(425)

(厚生労働省・警察庁・海上保安庁の統計資料による)

2. 第3次薬物乱用防止5ヶ年戦略

(平成20年8月策定)

4つの目標

- ① 青少年による薬物乱用の根絶及び薬物を拒絶する規範意識の向上
- ② 薬物依存・中毒者の治療・社会復帰の支援及びその家族への支援の充実強化による再乱用防止の推進
- ③ 薬物密売組織の壊滅及び末端乱用者に対する取締りの徹底
- ④ 薬物密輸阻止に向けた水際対策の徹底、国際的な連携・協力の推進

3. 薬物乱用防止戦略加速化プラン

(平成22年7月策定)

薬物乱用対策推進会議では、深刻な薬物情勢を踏まえ、「第三次薬物乱用防止五か年戦略」の加速化を図るため、「薬物乱用防止戦略加速化プラン」を策定

- ① 未然防止対策
～教育・予防啓発の一層の充実・強化～
- ② 再乱用対策
～取組み・離脱対策の強化～
- ③ 取締対策
～取締りの徹底及び連携の強化～
- ④ 水際対策
～国際連携・協力の強化及び水際対策の徹底～

4. 厚生労働省における薬物乱用対策

- 薬物乱用防止啓発活動の充実
 - ① 正確な情報の提供
 - ② 学校、家庭における啓発
 - ③ 地域を主体にした啓発活動
- 薬物犯罪の取締り徹底
 - ① 薬物密売に関する捜査の徹底
 - ② 悪質・巧妙化する薬物事犯への対応
 - ③ インターネットを介した違法薬物への対応
- 乱用される薬物等の規制・管理徹底
- 薬物中毒者・再乱用防止対策
- 乱用薬物・薬物依存等に関する研究の推進
- 国際機関や各国取締り機関との連携

5. 厚生労働省における啓発活動

① 青少年に対する予防啓発

○啓発読本の作成・配布(小6保護者、高3など)



○薬物乱用防止キャラバンカーを活用した広報事業

薬物乱用防止キャラバンカー

キャラバンカーは：■薬物標本、人体模型、パネルなどの展示コーナー ■パソコンによる薬物乱用防止ゲームコーナー ■DVDシステムによる薬物問題のデータコーナー ■ホームページによる薬物問題の百科事典コーナー ■立体映像(3Dシステム)コーナー ■薬物乱用防止教室見学記念のプリントシール及びデジタルカメラプリントコーナー ■ビデオコーナーを搭載しており、専門の指導員による解説もあり、薬物乱用防止に関する正しい知識が容易に理解できるように工夫されています。

- 学校啓発は、1クラスにつき、1校時の時間帯を目安。
(小学校は45分。中学校、高校は50分。)
- 一般向啓発は、1行程で15人程度収容でき、約15分所要。
- キャラバンカーの大きさ

全長 9m 全幅 2.3m
全高 3m 重量 8t



②地域における国民的啓発運動の実施

○不正大麻・けし撲滅運動(5月1日～6月30日)



不正大麻・けし発見、除去本数

年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
大麻	1,194,591	987,768	1,357,285	2,386,953	921,518
けし	1,663,357	1,778,058	2,241,688	1,089,522	1,484,750
合計	2,857,948	2,765,826	3,598,973	3,476,475	2,406,268

○『ダメ。ゼッタイ。』普及運動(6月20日～7月19日)



2009年度「国連支援募金総額」
48,186,343円

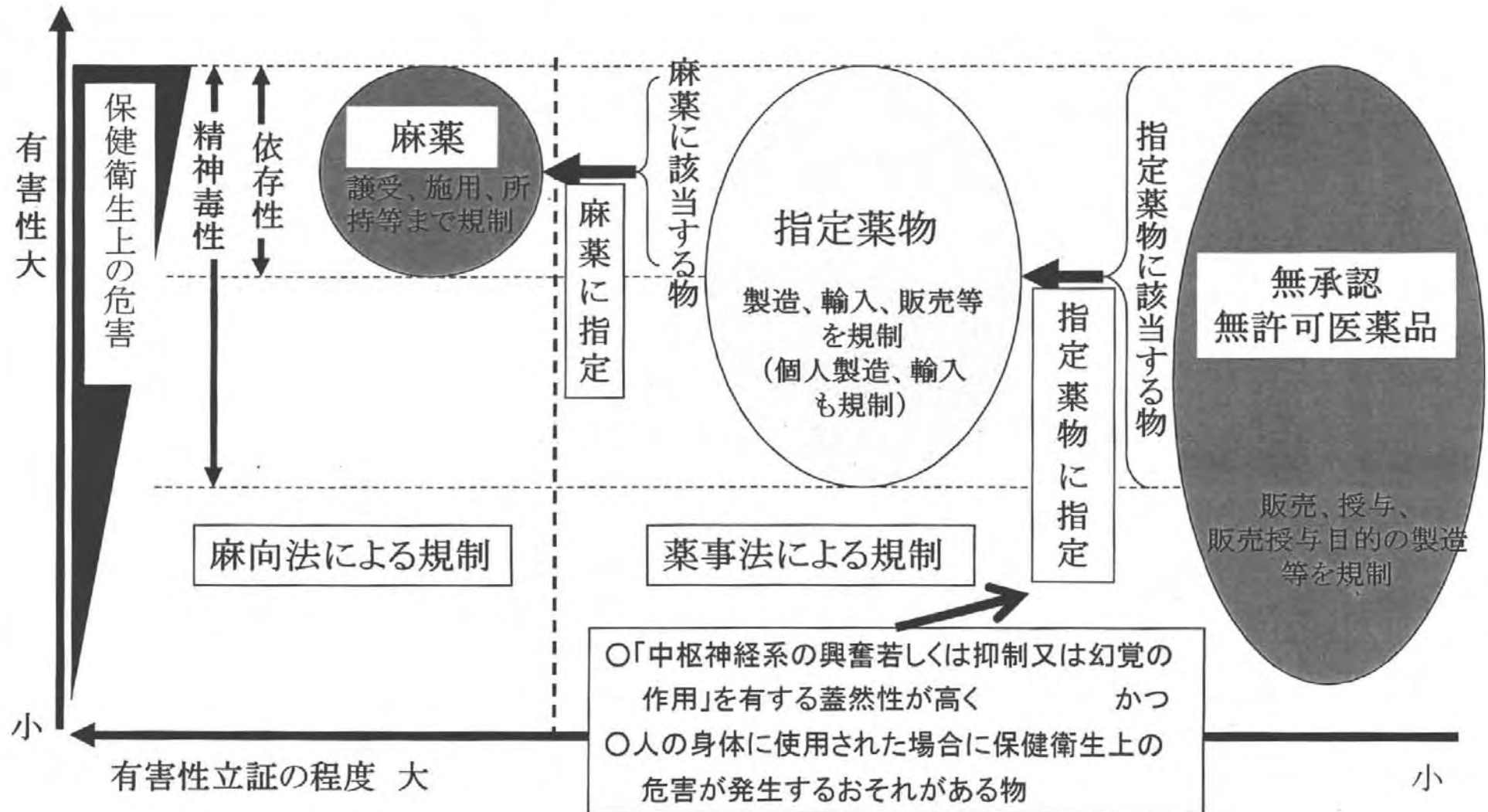


○麻薬・覚せい剤乱用防止運動(10月1日～11月30日)



6. 指定薬物制度による違法ドラッグ対策

3段階規制での迅速かつ的確な対応を実現



実績評価書様式

(厚生労働省23(IV-6-1))

<p>施策目標名</p>	<p>年金制度改革の道筋をつけ、国民に信頼される公的年金制度を構築する(施策中目標IV-6-1)</p>						
<p>施策の概要</p>	<p>本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。 (施策小目標1)新たな年金制度の制度設計を着実に進める (施策小目標2)現行の公的年金制度の改善 (施策小目標3)国際化の進展への対応を図ること</p>						
<p>施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、 関連計画等)</p>	<p>公的年金制度は、現在の高齢者に対する年金給付を、現在の現役世代が支払う保険料で賄うという、世代と世代の支え合いの考え方にに基づき成り立っており、賃金や物価の上昇など、長期間の社会経済の変動に対応して、実質的に価値のある年金を支給することにより、終身にわたって高齢者の生活の基本部分を支えることを目的としています。</p> <p>【根拠法令等】 ○ 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号) ○ 国民年金法(昭和34年法律第111号) 等</p>						
<p>予算書との関係 ・関連税制</p>	<p>本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)公的年金制度運営諸費(全部)</p>						
<p>施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の 運営費交付金は含まない。</p>	<p>区分</p>	<p>19年度</p>	<p>20年度</p>	<p>21年度</p>	<p>22年度</p>	<p>23年度</p>	<p>24年度要求額</p>
<p>予算の 状況 (千円)</p>	<p>当初予算(a)</p>	<p>—</p>	<p>252,658</p>	<p>211,400</p>	<p>469,632</p>	<p>301,808</p>	
<p>補正予算(b)</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>-16,498</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	
<p>繰越し等(c)</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	
<p>合計(a+b+c)</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>236,160</p>	<p>211,400</p>	<p>469,632</p>	<p>301,808</p>	
<p>執行額(千円、d)</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>173,186</p>	<p>135,692</p>	<p>206,044</p>		
<p>執行率(%、d/(a+b+c))</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>73%</p>	<p>64%</p>	<p>44%</p>		
<p>施策に関係する内閣の重 要政策(施政方針演説等 のうち主なもの)</p>	<p>施政方針演説等の名称</p>	<p>年月日</p>		<p>関係部分(概要・記載箇所)</p>			
	<p>「新成長戦略」について(閣議決定)</p>	<p>平成22年6月18日</p>		<p>社会保障協定の締結促進(「Ⅲアジア経済戦略」(抄))</p>			
	<p>「新たな年金制度の基本的考え方について(中間まとめ)～安心・納得の年金を目指して～」</p>	<p>平成22年6月29日</p>		<p>少子高齢化が急速に進展し、また、個々人の働き方や、企業の側からみた人材の活用方策が多様化している中、年金制度は、給付と負担の水準を適正で持続可能なものとしつつ、職業や多様な働き方に関して公平かつ柔軟に対応できるものでなければなりません。また、国は、国民が納得して保険料を納め、安心して年金を受給できる真の国民皆年金を、責任を持って実現しなければなりません。そのためには、簡素で公平な新たな年金制度を創設する必要があります。(「2. 新たな年金制度創設の必要性」(抄))</p>			
	<p>「社会保障改革の推進について」(閣議決定)</p>	<p>平成22年12月14日</p>		<p>政府・与党においては、社会保障の安定・強化のための具体的な制度改革案とその必要財源を明らかにするとともに、必要財源の安定的確保と財政健全化を同時に達成するための税制改革について一体的に検討を進め、その実現に向けた工程表とあわせ、23年半ばまでに成案を得、国民的な合意を得た上でその実現を図る。(「1. 社会保障改革に係る基本方針」(抄))</p>			

測定指標		基準値	実績値					目標値
		—	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		指標1 新たな年金制度創設に向けた議論を行うための論点の整理状況	—	—	—	—	—	厚生労働省社会保障検討本部において、「社会保障改革に関する集中検討会議」に提出する厚生労働省案の作成に向け、検討を行った。
年度ごとの目標値 ※ 指標1は今年度から新設されたため、平成18年度から21年度までの間は目標値が設定されていない。	/	—	—	—	—	平成22年度中に検討体制を構築し、論点の整理のための検討作業を開始する。	/	
測定指標		基準値	実績値					目標値
		—	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		指標2 制度の改善に向けた企画立案状況	—	—	—	—	年金確保支援法案を国会に提出(平成21年度)	厚生労働省社会保障検討本部において、「社会保障改革に関する集中検討会議」に提出する厚生労働省案の作成に向け、検討を行った。
年度ごとの目標値 ※ 指標2は平成21年度から新設されたため、平成18年度から20年度までの間は目標値が設定されていない。	/	—	—	—	必要な制度改正	必要な制度改正	/	
測定指標		基準値	実績値					目標値
		—	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		指標3 社会保障協定の発効国数 ※社会保障協定 海外に派遣される人について、日本と就労地である外国の社会保障制度への二重加入の問題や保険料掛け捨ての問題の解決を図るため、日本と相手国いずれかの国の社会保障制度のみに参加すればよいこととする等を内容とする協定。	—	1カ国	2カ国	2カ国	1カ国	2カ国
年度ごとの目標値 ※ 指標3は今年度から新設されたため、平成18年度から21年度までの間は目標値が設定されていない。	/	—	—	—	—	1カ国以上	/	

	有効性の評価	<p>○厚生労働省社会保障検討本部(平成22年12月設置)において、「新たな年金制度の基本的考え方について(中間まとめ)」や「社会保障改革の推進について」(閣議決定)などに基づき、部局間の円滑な連携を図りつつ改革案の論点整理を進め具体化を図ることにより、新たな年金制度の制度設計や現行制度の改善に向けて着実に取り組みを進められたと評価できます。</p> <p>例えば、新たな年金制度の検討に資するための所得把握調査については、平成22年11月に対象となる市町村に調査票を配布し、平成23年2月にこれを回収しました。平成23年度は、これらの集計・分析を行うこととしています。</p> <p>また、新たな年金制度の設計に向けた情報収集のための海外調査については、平成22年度に海外出張や文献等により諸外国の制度調査を行いました。</p> <p>さらに、新年金制度の財政計算システムについては、平成22年度において、概算システムの作成と年金額分布推計を行うためのシステムの基本設計を行いました。平成23年度においては、引き続き新年金制度の検討に必要なシステムの設計を行う計画です。</p> <p>○有識者からなる「年金積立金管理運用独立行政法人の運営の在り方に関する検討会」(平成21年11月設置)において、同法人の運用目標やガバナンス等について広範な議論が行われ、合議制により意思決定を行うことや年金制度・財政と運用を一体的に議論する場を政府内に設けること等の提言がなされました。(平成22年12月)</p> <p>意見の一致が見られた事項については、年金制度改革又は独立行政法人制度の抜本的見直しに合わせて改正を行うこととしており、現行の制度の改善に資するものであったと評価できます。</p> <p>○平成22年度においては、スペイン及びアイルランドとの間で社会保障協定の発効に至りました。平成23年3月31日時点で、12カ国との間で協定が発効されており、社会保障協定による経済効果(※)は約767億円にのぼっています。このように、日本と外国の保険料の二重払い等の問題を解消することにより、相手国との間の人的交流や経済交流を一層推進することを通じ、国際化の進展への対応が図られたと評価できます。</p> <p>※ 在留邦人に係る保険料の二重負担軽減総額の推計(年額)</p>
評価結果と今後の方向性	効率性の評価	<p>○厚生労働省社会保障検討本部において年金制度改革に関する検討を行うに当たり、「社会保障改革の推進について」に示されたスケジュールに基づいて、早い段階から業務部門や他部局と連携を図り作業を進めました。これにより、年金改革の方向性に沿って新たな年金制度の制度設計や現行制度の改善の検討を計画的に進めることができたことと評価できます。</p> <p>○「年金積立金管理運用独立行政法人の運営の在り方に関する検討会」では、広範な論点について議論が行われ、主な意見を項目ごとに整理し平成22年6月中旬とりまとめとして公表しました。また、中間とりまとめ以降は、運用目標の在り方や管理運用法人のガバナンスを中心に議論を重ね、平成22年12月に遅滞なく最終報告を公表したことから、効率的に検討を進められたものと評価できます。</p> <p>○社会保障協定については、新規に開始した3カ国との予備協議等を含め、相手国政府等と平成22年度中に15回の協議を行いました。また、平成22年度中にブラジル及びスイスとの間で社会保障協定の署名を行うとともに、スペイン、アイルランド及びブラジルとの間で行政取決めの署名を行いました。さらに、平成22年12月にはスペイン及びアイルランドとの間で社会保障協定の発効に至っており、毎年度1カ国以上発効させるという目標を達成しました。以上のことから、効率的に施策を実施したと評価できます。</p>
	<p>【評価の総括】</p> <p>現状分析 (施策の必要性の評価)と 今後の方向性</p>	<p>有効性及び効率性の評価の欄で示したように、新たな年金制度の制度設計や現行制度の改善の検討については、着実な進展が図られました。</p> <p>また、年金積立金管理運用独立行政法人の運営の在り方については、「年金積立金管理運用独立行政法人の運営の在り方に関する検討会」の最終報告において運用目標のプロセス、管理運用法人のガバナンスの在り方等については概ね意見が一致しましたが、運用手法等については、積極的な運用と、安全性の高い運用を求める意見など様々な意見があり、両論併記となりました。意見の一致が見られた事項については、年金制度改革又は独立行政法人制度の抜本的見直しに併せて改正を行うことを予定しています。</p> <p>さらに、社会保障協定に係る目標を達成し、国際化の進展への対応に成果があったと評価できます。引き続き、社会保障協定の締結を推進し、国際化の進展への対応に取り組んでまいります。</p> <p>このように、平成22年度においては、年金制度改革の道筋をつけ、国民に信頼される公的年金制度を構築するよう、様々な取組を行い一定の成果を得ることができました。平成23年度においても、現在の取組を引き続き実施し、更なる制度改善に努めてまいります。</p>

評価結果の政策への 反映の方向性	予算について	以下の口で囲んだ方向で検討します。 ・廃止 ・見直しの上(増額/現状維持/減額) ・見直しをせず現状維持
	税制改正要望について	—
	機構・定員について	今後の年金改革の方向等を踏まえ、必要な組織・定員の体制整備を検討します。 ・組織 (年金制度の円滑な事業運営のために必要な体制整備) ・増員 (年金事業運営関係。現行制度の改善等に伴う事業運営の検討及び実施体制を強化するため。) (国際年金関係。社会保障協定締結を促進し、円滑な運用を図るため。)

学識経験を有する者の知見の活用	
-----------------	--

参考・関連資料等	<p>関連法令(右記検索サイトから検索できます) URL: http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/ 新成長戦略(首相官邸HP) URL: http://www.kantei.go.jp/jp/sinseichousenryaku/ 「新たな年金制度の基本的な考え方について(中間まとめ)～安心・納得の年金を目指して～」 URL: http://www.npu.go.jp/policy/policy02/pdf/20100629/20100629_shinnenkinseido_haihu_1.pdf 「社会保障改革の推進について」(閣議決定) URL: http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/syakaihosyou/kakugikettei/101214.pdf 社会保障制度改革の方向性と具体策(指標1～2関係) URL: http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001bxcx.html 社会保障改革案(指標1～2関係) URL: http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/syakaihosyou/syutyukento/dai10/siryou1.pdf 年金積立金管理運用独立行政法人の運営の在り方に関する検討会報告(最終報告)(指標2関係) URL: http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000000z94u-att/2r9852000000z96b.pdf</p>
----------	--

担当部局名	年金局	作成責任者名	総務課長 古都賢一	評価書作成日	
-------	-----	--------	-----------	--------	--

- (注1)施策小目標1については年金課長 梶尾雅宏
 数理課長 安部泰史
 国際年金課長 小出顕生
- (注2)施策小目標2については年金課長 梶尾雅宏
 数理課長 安部泰史
 参事官(資金運用担当) 渡辺由美子
 首席年金数理官 田村哲也
- (注3)施策小目標3については国際年金課長 小出顕生

公的年金制度について

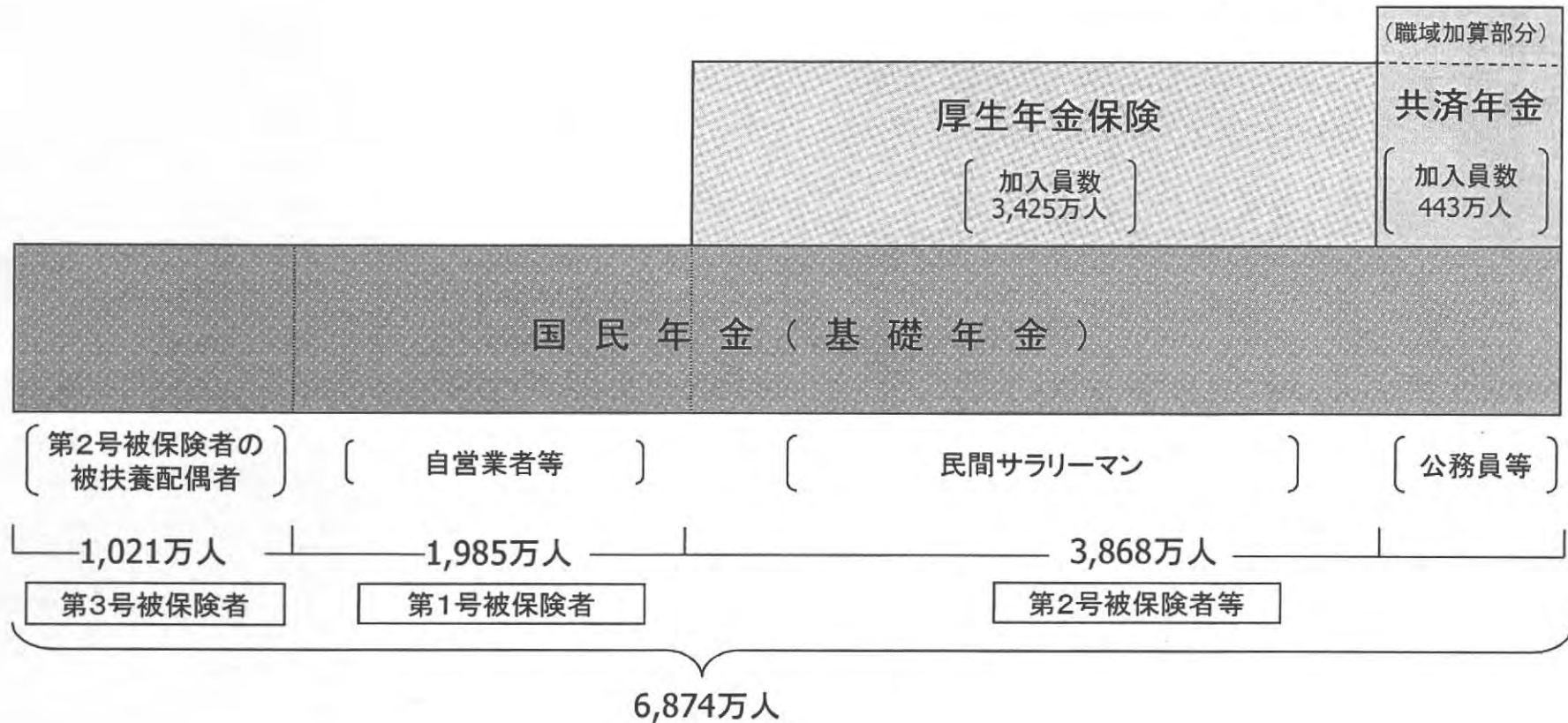
平成23年7月20日

厚生労働省 年金局総務課

年金制度の仕組み

- 現役世代は全て国民年金の被保険者となり、高齢期となれば、基礎年金の給付を受ける。(1階部分)
- 民間サラリーマンや公務員は、これに加え、厚生年金や共済年金に加入し、基礎年金の上乗せとして報酬比例年金の給付を受ける。(2階部分)

(数値は、平成22年3月末)



第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者
<ul style="list-style-type: none"> ○ 20歳以上60歳未満の自営業者、農業者、無業者等 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 民間サラリーマン、公務員 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 民間サラリーマン、公務員に扶養される配偶者
<ul style="list-style-type: none"> ○ 保険料は定額 <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成23年4月現在 月15,020円 ・ 平成17年4月から毎年280円引き上げ、平成29年度以降16,900円(平成16年度価格)で固定 <p>※ 毎年度の保険料額や引き上げ幅は、物価や賃金の動向に応じて変動。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保険料は報酬額に比例(厚生年金) <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成22年9月現在 16.058% ・ 平成16年10月から毎年0.354%引き上げ、平成29年度以降18.30%で固定 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被保険者本人は負担を要しない ○ 配偶者の加入している被用者年金制度(厚生年金又は共済年金)が負担
<ul style="list-style-type: none"> ○ 労使折半で保険料を負担 		

○ 被保険者数 (公的年金制度全体)	6,874万人(平成22年3月時点)
○ 受給権者数 (公的年金制度全体)	3,703万人(平成22年3月時点)
○ 国民年金保険料	15,020円(平成23年度)
	※ 保険料納付率: 59.3%(平成22年度)
○ 厚生年金保険料率	16.058%(平成23年9月分(10月納付分)から16.412%)
○ 年金額	老齢基礎年金 月65,741円(平成23年度)
	※ 平均額: 月5.4万円(平成21年度)
	老齢厚生年金 月231,648円(平成23年度・夫婦2人分の標準的な額)
	※ 1人あたり平均額: 月16.5万円 (基礎年金を含む、繰上げ・繰下げ等を除く)(平成21年度)
○ 保険料収入(公的年金制度全体)	32.2兆円(平成23年度当初予算ベース)
○ 国庫負担額(公的年金制度全体)	11.5兆円(平成23年度当初予算ベース)
○ 給付費(公的年金制度全体)	51.9兆円(平成23年度当初予算ベース)
○ 積立金(国民年金・厚生年金)	128.3兆円(平成21年度末、時価ベース)
	(参考) GPIFが市場で管理・運用する積立金の額
	116.3兆円(平成22年度末時価ベース)

現在の公的年金制度の課題

- 1961年の国民年金制度創設より約50年が経過し、制度創設時の前提や社会経済の状況が大きく異なってきている。
- 予想を大きく超える速度で少子高齢化が進展。また、人口減少局面に入るとともに、低成長時代で右肩上がりの経済を前提とできない状況。
- こうした状況の下で、公的年金制度には、以下のような課題が存在している。

①国民年金・厚生年金の加入者の変化

- ・雇用の在り方が変化し、非正規雇用と呼ばれる就労形態が増加。
- ・国民年金(第1号被保険者)が、自営業者のための制度から、非正規雇用者が加入する年金制度に変化。
- ・国民年金の制度は、非正規雇用者の受け皿となっておらず、こうした者が将来に低年金・無年金となる可能性が高い。

②年金制度が雇用・就労や人生の選択に影響

- ・被用者の中で、労働時間や収入で年金制度の適用関係が変わる仕組みとなっており、労働者の就業行動や事業主の雇入れ行動に影響を与えている。
- ・保険料を負担しないで基礎年金を受給できる第3号被保険者制度の存在があり、専業主婦を優遇しているのではないかという批判がある。

③低年金・無年金者の存在

- ・老齢基礎年金の平均受給額は月5.4万円、老齢基礎年金のみの平均受給額は月4.85万円。
- ・無年金見込み者を含めた無年金者は最大118万人と推計。

④年金制度への不信・不安

- ・給付と負担の関係が分かりにくいとの指摘。
- ・被用者年金も職域毎に分立しており、官民格差があるという批判がある。
- ・国民年金保険料の未納率の上昇により、制度が破綻するのではないかと不安・誤解がある。

⑤長期的な持続可能性に不安

- ・基礎年金国庫負担財源を賄う恒久財源が確保されていない。
- ・諸外国の動向及び高齢化の一層の進展を踏まえれば、将来的に更なる支給開始年齢の引き上げが必要ではないかとの指摘。
- ・物価及び賃金が下落する場合にマクロ経済スライドが発動せず、長期的な財政安定性にも不安との指摘。

厚生年金・国民年金の積立金運用について

<運用の基本的考え方>

- ◇ 厚生年金保険法及び国民年金法等に基づき、長期的な観点から、安全かつ効率的に運用。
- ◇ 「国内債券中心」、「インデックス運用を中心」、「ポートフォリオ全体のリスクを抑制」などの考え方により、運用。

- ・ 年金積立金全体 約128兆円(平成21年度末)
- ・ 国内債券、約7割(内外の債券では、約8割)。
- ・ 賃金に対する実質的な運用利回りの確保。
- ・ 専門性の徹底及び責任の明確化を図り、運用に特化した独立行政法人において運用。

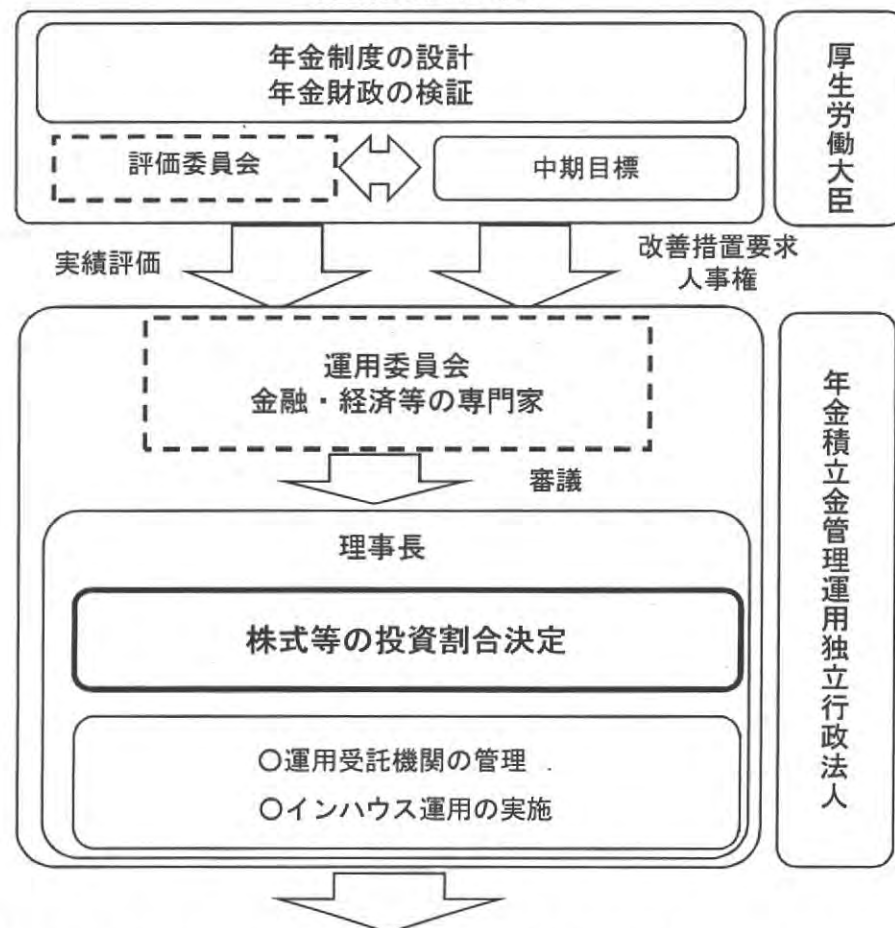
<基本ポートフォリオ>

国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	短期資産
67%	11%	8%	9%	5%

<年金積立金全体の運用実績>

- ・ 13年度(自主運用開始)～21年度の累積収益額
：約23兆円(平均収益率：1.8%)

<運用の仕組み>



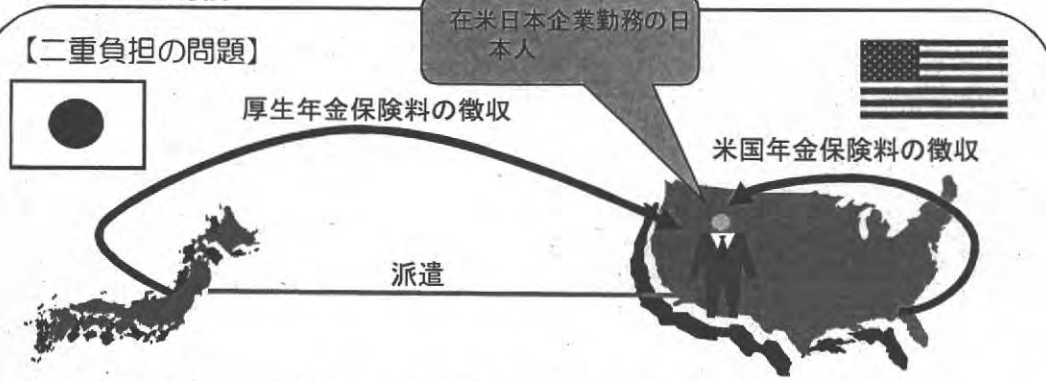
(運用受託機関)信託銀行・投資顧問会社(77ファンド) 11

社会保障協定について

○ 社会保障協定のねらい → 国際的な人材交流の活発化に伴う年金等問題の解決

○ 協定発効前

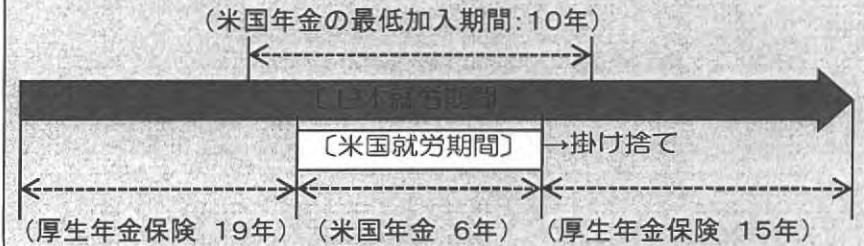
【二重負担の問題】



○ 日本の厚生年金保険料と米国の年金保険料の両方を払うことが必要

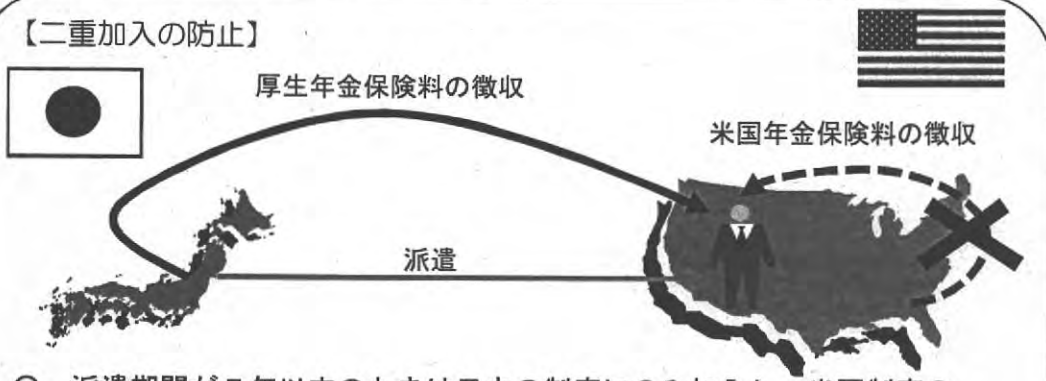
【保険料の掛け捨ての問題】

…米国年金の最低加入期間である10年を満たさず、米国年金は不支給。



○ 協定発効後

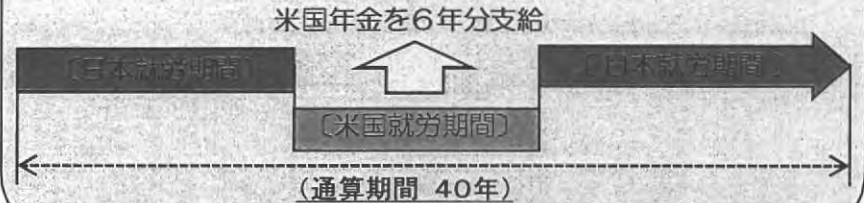
【二重加入の防止】



○ 派遣期間が5年以内のときは日本の制度にのみ加入し、米国制度の加入義務を免除（原則は就労国で適用）。

【両国の加入期間の通算】

…両国の期間を通算すると40年(34年+6年)となり、米国年金の最低加入期間を満たし、米国年金の受給が可能(ただし、支給額は6年分)。



○ 日本が社会保障協定を締結(発効済み)している国(12カ国)
:ドイツ、イギリス、韓国、アメリカ、ベルギー、フランス、カナダ、オーストラリア、オランダ、チェコ、スペイン、アイルランド

※ 米→日への派遣の場合も同様。

総合評価書概要

I-1-1 (「ナショナルミニマムの基準の設定に向けた検討」について)

(22年度主な実績)

ナショナルミニマム研究会を、平成21年12月～翌6月にかけて10回開催し、研究会の中間報告を取りまとめ、その考え方を、社会保障と税の一体改革における厚労省案等にも発展的に継承させた。

(今後の方向性)

それらを踏まえ、貧困／格差を測る指標の検証や、低所得者の消費の実態から見た最低生活費の分析手法等の研究、生活保護基準の在り方について検討を進める。

I-2-1 (「求職者支援制度の創設」について)

(22年度主な実績)

労働政策審議会において、今般の求職者支援制度の創設に向けた検討を行っていただき、本審議会からなされた建議を踏まえて作成した法律案要綱を基に、求職者支援法を作成し、平成23年2月14日に国会に提出、平成23年5月20日に公布したところ。

(今後の方向性)

求職者支援制度について、省令等の必要な準備を行った上、平成23年10月1日から施行することとしている。求職者支援法には、施行後3年を目途とした検討規定が置かれており、施行状況を随時把握しながら、費用負担の在り方も含めて検討していくこととしている。

V-1-1 (「格差や貧困等の経済損失額を明らかにし、社会保障財源に対する考え方を示し、所要財源の確保を図る」について)

(22年度主な実績)

ナショナルミニマム研究会中間報告において、2年間集中的に職業訓練を実施し就労し続けた場合と職業訓練を受けず生活保護を受給し続けた場合の行政経費の差の推計を報告した。また、社会保障改革の検討においても、生活保護を受給し続けた場合と就業した場合の社会保障等に与える影響について推計を行っている。

(今後の方向性)

6月30日に取りまとめられた、社会保障充実、重点化・効率化とそのため財源確保と財政健全化の同時達成を内容とする「社会保障・税一体改革成案」に示された工程に沿って、着実に改革を進めていく。

VI-1-1 (「規制改革、地方分権の推進、「新しい公共」の実現に向けた取組」について)

(22年度主な実績)

規制改革については、平成22年6月18日に、ドラッグラグ等の更なる解消や特定看護師の新設などのライフイノベーションに資する内容を含む「規制・制度改革に係る対処方針について」を閣議決定。

地方分権については、平成23年度からの補助金一括交付金化に関し、地域自主戦略交付金に水道施設整備費補助を含める方針を決定。

新しい公共については、平成22年6月4日に「新しい公共宣言」が取りまとめられ、厚労省として、貧困・困窮者の「絆」再生事業の実施等に取り組んでいる。

(今後の方向性)

平成23年5月12日に発表した社会保障改革の厚生労働省案において、社会保障改革の基本的方向性の一つとして、「普遍主義、分権的・多様なサービス供給体制」を掲げている。平成23年6月30日に取りまとめられた「社会保障・税一体改革成案」においても、「医療・介護・保育等のサービス分野における多様な主体の参加、「新しい公共」の創出など、成長に貢献し、地域に根ざすサービス提供体制の実現を図る」こととされている。今後、こうした方向性に従い改革を実現していく。

VI-2-1 (「未来への投資として、産業育成や雇用創出に繋がる政策を立案、実行すること」について)

(22年度主な実績)

平成22年6月に閣議決定された「新成長戦略」に基づき、医療の実用化促進のための医療機関の選定制度、地域包括ケア推進の法体系等の整備、子ども子育て新システム検討会議における検討、求職者支援制度の検討・創設などの取組を進めた。

(今後の方向性)

「新成長戦略」の工程表や、「社会保障・税一体改革案」で示された工程に従い、引き続き社会保障と経済成長の好循環の実現に向けて取り組む。

Ⅶ-1-1（「国民と向き合う行政の実現」について）

（22年度主な実績）

よりよい厚生労働行政を行っていくために、制度改善についてのご意見、不要だと思ふ制度・支出に対するご指摘を「国民の皆様の声」として募集、公表している。また、これら「国民の皆様の声」などに基づき、厚生労働省において実施した業務改善事例を「今週の業務改善」等として公表している。

また、平成22年9月1日に、わかりやすい文書支援室及びアフターサービス推進室を設立し、厚生労働省が広く一般に向けて発信する文書をわかりやすいものにするため、民間から採用した広報などの経験者が文書の修正をはじめとする支援を行うとともに、厚生労働省の制度や事業が本来の目的どおりに機能していないと考えられる場合に、制度や事業が本来の目的どおりに国民の生活に役立つものとなるよう、その制度や事業の現状について調査・分析し、関係部局と連携・協働して改善へ結び付けている。

（今後の方向性）

これらの取組を続けるとともに、今後、役所的発想を打破し、「国民の皆様の声」をより効果的に活用していくために、アフターサービス推進室と連携し、民間の知見を活用して制度・業務の改善へ繋げる仕組みを導入することとしている。

Ⅶ-1-2（「厚労省の推進する施策を厚労省内自ら実践すること」について）

（22年度主な実績）

「職場の子育て応援プログラム」等により、ワークライフバランスの推進、男性職員の育児休業取得の促進、献血の推進等の取組を行っている。

（今後の方向性）

引き続きこれらの取組を推進していく。

Ⅷ-1-1 「省内事業仕分けの実施」について

(22年度主な実績)

省内事業仕分けについて、平成22年の春(15回)と秋(9回)にわたり、所管する事務・事業や独立行政法人、公益法人等の事業のあり方について、民間有識者による全面公開での事業仕分けを実施した。

独立行政法人・公益法人等整理合理化委員会については、独立行政法人等の業務内容や実施体制について横串的に再点検するため平成22年9月に設置され、10回にわたる議論を行った後、同年12月に報告書を取りまとめた。

(今後の方向性)

秋の省内事業仕分けにつき、これまで仕分けを実施した事務・事業の改革のフォローアップ、中長期的な事務・事業の見直しを目的に実施する予定。整理合理化委員会の報告書への対応状況についても、今後も継続的にフォローアップを行うこととしている。

Ⅸ-1-1 「人事評価制度の実施及び職員の能力向上」について

(22年度主な実績)

新しい人事システムの一環である人事評価制度の円滑かつ適切な運用に努めるとともに、人事評価制度の運用状況等について外部有識者を中心に検証するため、「厚生労働省人事評価検討プロジェクトチーム」を設置し、約1年間にわたり、人事評価制度の運用や人材育成の在り方等について議論を行った。

これらの議論において、人事評価制度の運用上の課題や人材育成の在り方について課題が明らかになるとともに、その改善に向けた提言を受けて、組織目標の策定、個人の業績評価の目標設定、研修の見直し等の取組を行った。

(今後の方向性)

今後は、これらの取組を定着させることが重要であり、人事評価制度が円滑かつ適正に実施されるよう、引き続き、制度の運用状況の把握に努め、必要な改善を行っていくとともに、研修については、平成22年度において試行的に実施したものをはじめ、準備が整ったものから、逐次着実に実施していくこととしている。

平成22年度 総合評価書

「ナショナルミニマム（健康で文化的な最低限度の生活）の設定に向け、検討する。」について

平成23年6月

政策統括官付社会保障担当参事官室〔主担当〕
社会・援護局保護課、地域福祉課

1. 政策体系との関連

厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策中目標＞施策小目標を設定して政策を実施しています。本施策は施策中目標に当たり、政策の体系上の位置付けは次のとおりです。

【政策体系（図）】

基本目標Ⅰ 格差の縮小を図る			
	1	2	3
施策大目標 分野	ナショナルミニマムの基準の設定に向けた検討	生活困窮防止	ポジティブ・ウェルフェアの推進

施策中目標

1	ナショナルミニマム（健康で文化的な最低限度の生活）の基準の設定に向け、検討する。
2	生活困窮者に対し適切に福祉サービスを提供すること

【政策体系（文章）】

基本目標Ⅰ 格差の縮小を図る

施策大目標1 ナショナルミニマム（健康で文化的な最低限度の生活）の基準の設定に向け、検討する

施策中目標1 ナショナルミニマム（健康で文化的な最低限度の生活）の基準の設定に向け、検討する。

2. 評価の契機

- すべての社会保障制度の出発点となるナショナルミニマムの考え方を整理すると共に、その基準・指標の研究を行う必要がある。

3. 評価結果等

(1) 評価結果

- 厚生労働大臣の主催の下、学識経験者及び関係団体の有識者からなる「ナショナルミニマム研究会」を平成21年12月11日から平成22年6月18日にかけて10回開催し、研究会の中間報告を取りまとめた。
【ナショナルミニマム研究会中間報告：<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2010/06/s0623-12.html>】
- このナショナルミニマム研究会の理念や中間報告において示された考え方は、社会保障と税の一体改革における厚生労働省案等に発展的に継承されている。
【社会保障制度改革の方向性と具体策：
<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001bxcx.html>】

(2) 今後の方向性

- 社会保障と税の一体改革における厚生労働省案等を踏まえ、貧困／格差の実態を総合的・継続的に把握するため、複数の客観的な指標を開発する等、施策効果の検証を行う。
- ナショナルミニマム研究会中間報告において指摘された、低所得者の消費の実態から見た最低生活費の分析の手法や水準等についての研究を引き続き進める。
- 生活保護基準の在り方については社会保障審議会の下に設置された生活保護基準部会において検討を進める。

平成23年度 総合評価書

「求職者支援制度の創設」について

平成23年6月

職業安定局派遣・有期労働対策部企画課(土屋喜久課長) [主担当]

職業能力開発局総務課(井上真課長) [関係部局]

1. 政策体系との関連

厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策中目標>施策小目標を設定して政策を実施しています。評価対象施策は、施策の体系上、次の網掛け部分又は下線部と関連しています。

【政策体系（図）】

基本目標Ⅰ 格差の縮小を図る			
施策大目標 分野	1	2	3
	定 マ ナ シ ヨ ナ ル ミ ニ 向 け た 検 討 の 設 定	生 活 困 窮 防 止	ポ ジ テ ィ ブ ・ ウ ェ ル フ ェ ア の 推 進

施策中目標	
1	第二のセーフティネット（求職者支援制度の創設等）を整備する
2	雇用保険制度の安定的かつ適正な運営により、求職活動を容易にするための保障を図る
3	ホームレスの方や、日常生活を送る上で特別な援護が必要な方の地域での自立を支援する

【政策体系（文章）】

基本目標Ⅰ 格差の縮小を図る

施策大目標2 第二のセーフティネットの整備や、地域のセーフティネット機能の強化等により、生活困窮を防止する

施策中目標1 第二のセーフティネット（求職者支援制度の創設等）を整備する

2. 評価の契機・評価の視点

(1) 評価の契機

非正規労働者が雇用者に占める割合が3割を超え、失業者に占める長期失業者の割合もすう勢的に上昇している労働市場の変化を踏まえ、厚生労働省では、雇用保険と生活保護の間をつなぐ第2のセーフティネットとして求職者支援制度の創設に向けた検討を行い、平成23年通常国会に「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律案」（以下「求職者支援法」という。）を提出した。同法案は同国会において成立し、求職者支援制度は、平成23年10月1日から施行されることとなっている。

本評価は、求職者支援法の成立を契機として、求職者支援制度の創設に向けた検討について評価を行うものである。

(2) 評価の視点

- ① 求職者支援制度は現在行っている緊急人材育成支援事業を恒久化するものとして創設するものである。そのため、本評価書においては、今般の求職者支援制度の検討に当たって、緊急人材育成支援事業の課題・実績を踏まえつつ検討したものかについて、評価をする。
- ② 求職者支援制度は、雇用保険と生活保護の間をつなぐ第2のセーフティネットとして創設するものである。そのため、本評価書においては、今般の求職者支援制度の検討に当たって、雇用保険制度や生活保護制度等の関係する諸制度との関係を踏まえつつ検討したものかについて、評価をする。
- ③ 求職者支援制度は、職業訓練と給付金の支給を組み合わせた、新たに創設する制度である。そのため、議論や検討の進め方が適切であったかについて、評価をする。
- ④ 公労使三者構成によって合意形成を行うのが、労働政策の意思決定の在り方である。そのため、本評価書においては、今般の求職者支援制度の創設に向けた検討が公労使三者構成により合意形成を行ったものかについて、評価をする。

3. 評価の方法等

評価の視点の①～③については、具体的にどのような資料を提示し、検討を進めたのかについて確認し、④については、法律案の作成に当たって、公労使三者構成による合意形成が適切なプロセスを経て行われたのかについて確認することとする。

①について

緊急人材育成支援事業について、

- ・ その実績（受講者数、就職率等）を毎回、雇用保険部会及び職業能力開発分科会に提示。
- ・ 同事業について、平成 22 年度に厚生労働省に寄せられた国民の皆様の声や訓練実施機関に対するアンケート等を通じて把握した意見・要望等を取りまとめた資料を、第 67 回雇用保険部会（平成 22 年 11 月 16 日）及び第 53 回職業能力開発分科会（平成 22 年 10 月 5 日）に提示。
- ・ 同事業の受講者の性別、年齢、雇用保険や訓練・生活支援給付の受給状況等の属性についてアンケート調査を実施し、その結果を第 58 回雇用保険部会（平成 22 年 5 月 12 日）及び第 48 回職業能力開発分科会（平成 22 年 4 月 23 日）に、さらに当該結果について、年齢、性別、家計の主な担い手か否かに着目したクロス集計を実施し、その結果を第 60 回雇用保険部会（平成 22 年 6 月 23 日）及び第 49 回職業能力開発分科会（平成 22 年 5 月 31 日）に提示。
- ・ これらの資料等の提示により、雇用保険部会委員及び職業能力開発分科会委員から、資料等を踏まえ、訓練の認定に関する在り方や、対象者に応じた制度の在り方等についてご意見をいただく等、緊急人材育成支援事業の課題・実績を踏まえた議論が行われた。

②について

求職者支援制度が第 2 のセーフティネットとして適切に位置づけられるよう、対象者や給付要件、世帯の範囲等について、諸制度の仕組みを踏まえつつ、議論を行った。

例えば、

- ・ 求職者支援制度の対象者については、雇用保険受給終了後等に直ちに生活保護に至らないようにするため、雇用保険を受給できない者とする事等、生活保護と雇用保険の間のセーフティネットとして位置づけるべく、議論を行った。
- ・ 求職者支援制度における給付金の額については、最低限度の生活保障を図る生活保護制度に対し、職業訓練期間中の生活を支援するという求職者支援制度の趣旨に照らし、適切な給付額となるよう議論を行った。

※ 各論の資料については、厚生労働省HPの職業安定分科会雇用保険部会及び職業能力開発分科会の資料を参照。

③について

求職者支援制度に係る検討は、職業訓練については、職業訓練を所掌する労働政策審議会職業能力開発分科会で、同分科会における議論も踏まえた制度全体については、労働政策審議会職業安定分科会雇用保険部会において行われた。また、職業能力開発分科会及び雇用保険部会において互いの資料を提示し合う等、その検討状況を相互に参照しつつ、それぞれ以下の流れで検討を行った。

- ・ 第56～第60回雇用保険部会（平成22年2月4日～平成22年6月23日）及び第48回～第52回職業能力開発分科会（平成22年4月23日～平成22年7月28日）において、求職者支援制度の創設に係る論点を提示し、対象者や給付要件等の各論について調査した資料を基に、議論を行った。
- ・ 第61回雇用保険部会（平成22年7月21日）及び第52回職業能力開発分科会（平成22年7月28日）において、それまでの議論を整理し、第63回雇用保険部会（平成22年9月3日）及び第53回職業能力開発分科会（平成22年10月5日）において、求職者支援制度の創設に係る論点の中間的整理として提示した。
- ・ 第64～67回雇用保険部会（平成22年9月30日～平成22年11月16日）及び第54回～第55回職業能力開発分科会（平成22年10月22日～平成22年12月7日）において、論点の中間的整理に沿って、各論の資料を提示し、更なる議論を行った。
- ・ 第68～第73回雇用保険部会（平成22年12月8日～平成23年1月18日）において、各論の議論を踏まえ求職者支援制度の全体について議論。また、求職者支援制度の財源についても議論を行った。
- ・ 第74回雇用保険部会（平成23年1月27日）及び第58回職業能力開発分科会（平成23年1月27日）において報告書が取りまとめられ、第75回労働政策審議会職業安定分科会（平成23年1月31日）において建議がなされた。

④について

- 以下のとおり、公益委員・労働者委員・使用者委員を構成員とした労働政策審議会において、個別の論点ごとに資料を提示し、議論を行った。
 - ・ 労働政策審議会職業安定分科会雇用保険部会（平成22年2月～平成23年2月）
 - ・ 労働政策審議会職業能力開発分科会（平成22年4月～平成23年2月）
- 財源の在り方をめぐっては、平成23年12月17日、国家戦略担当大臣・財務大臣・厚生労働大臣の三大臣間で、「平成23年度予算における求職者支援制度及び雇用保険国庫負担の本則復帰の取扱いについて」が合意され、「求職者支援制度を雇用保険制度の附帯事業と位置づけ、国庫負担を原則1/2とする」旨の方針が示されたが、これについては、「雇用保険制度の枠外の制度として、本来、国が全額負担すべきもの」「ILOの基本原則である公労使三者構成によって合意形成を行うという労働政策の意思決定の在り方を尊重しないと受け取られる進め方であり、極めて遺憾」との厳しいご批判をいただいた。

しかしながら最終的には、財源について「緊急対応としての現実的な選択肢としてやむを得ない」「全額一般財源で措置するという本来あるべき制度に見直すべく、引き続き検討していくべきである」との考え方に沿って、平成23年1月31日、労働政策審議会から公労使三者の合意による、厚生労働大臣に対する建議がなされた。
- 建議を受けて「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律案要綱」を諮問、2月1日開催の労働政策審議会においておおむね妥当との答申がなされた。

4. 評価結果等

(1) 評価結果

上記のとおり、今般の求職者支援制度の創設に向けた検討は、公労使三者構成の労働政策審議会において、職業訓練については、職業訓練を所掌する職業能力開発分科会で、同分科会における議論も踏まえた制度全体については雇用保険部会で、それぞれ緊急人材育成支援事業の課題・実績等を踏まえつつ、求職者支援制度の関係諸制度等に係る資料等も提示しながら、行ったものである。また、財源の議論においては、そのプロセスや方針に対して厳しいご意見もいただいたものの、求職者支援法は、同審議会からなされた建議を踏まえて作成し、同審議会から「おおむね妥当」との答申のあった法律案要綱を基に作成したものである。

したがって、評価の視点である、

- ① 今般の求職者支援制度の検討に当たって、緊急人材育成支援事業の課題・実績を踏まえつつ検討したものかについて、評価をする。
- ② 今般の求職者支援制度の検討に当たって、雇用保険制度や生活保護制度等の関係する諸制度との関係を踏まえつつ検討したものかについて、評価をする。
- ③ ①、②等の観点から制度の検討をするに当たり、その進め方が適切であったかについて、評価をする。
- ④ 今般の求職者支援制度の創設に向けた検討が公労使三者構成により合意形成を行ったものかについて、評価をする。

については、いずれも達成されたものと考えている。

(2) 今後の方向性

求職者支援制度については、求職者支援制度の訓練の認定基準や給付の支給要件等の施行に必要な事項について、労働政策審議会の建議及び労働政策審議会における今後の議論を踏まえた検討を行い、省令等の必要な準備を行った上で、平成23年10月1日から施行することとしている。

なお、求職者支援法には、施行後3年を目途として、施行状況等を勘案し、特定求職者の支援施策の在り方について総合的に検討を加え、必要がある場合は、その結果に基づいて所要の措置を講ずる旨の検討規定が盛り込まれている。この検討規定については、国会における審議の過程で、「費用負担の在り方について速やかに検討し、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする」との修正が加えられており、この検討規定に基づき、施行状況を随時把握しながら、制度の在り方全体について、費用負担の在り方も含めて検討していくこととしている。

その際、求職者支援法の附帯決議において「附則の規定に基づく施行後の見直しにおいては、雇用保険制度や生活保護制度の在り方をも見据え、雇用保険の被保険者も含めた求職者全体について、職業訓練や各種の給付制度など就職支援施策全体の在り方を財源も含め総合的に検討し、必要な対応を図ること」とされていることを踏まえつつ、検討を行っていくこととしている。

5. 参考

- 職業安定分科会雇用保険部会については、下記のURLより閲覧可能。
【<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r98520000008f5z.html#shingi12>】
- 職業能力開発分科会については、下記のURLより閲覧可能。
【<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r98520000008f5z.html#shingi18>】

平成22年度 総合評価書

「格差や貧困等の経済損失額を明らかにし、社会保障財源に対する考え方を示し、理解を求め、所要財源の確保を図る。」について

平成23年6月

政策統括官付社会保障担当参事官室〔主担当〕

1. 政策体系との関連

厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策中目標＞施策小目標を設定して政策を実施しています。本施策は施策中目標に当たり、政策の体系上の位置付けは次のとおりです。

【政策体系（図）】

基本目標V 社会保障財源の確保を図るとともに、新たに社会保障財源に対する考え方を提示する。		
施策大目標 分野	1	2
	社会保障財源の確保及び、社会保障財源に対する考え方の提示	社会保険の適用・徴収事務の適切な運用
施策中目標		
1	格差や貧困等の経済的損失額を明らかにし、社会保障財源に対する考え方を提示し、理解を求め、所要財源の確保を図る。	

【政策体系（文章）】

基本目標V 社会保障財源の確保を図るとともに、新たに社会保障財源に対する考え方を提示する

施策大目標1 社会保障財源の確保を図るとともに、社会保障財源に対する考え方を提示する。

施策中目標1 格差や貧困等の経済的損失額を明らかにし、社会保障財源に対する考え方を提示し、理解を求め、所要財源の確保を図る。

2. 評価の契機・評価の視点

- 格差や貧困等の経済損失額を明らかにすることで、貧困・格差の是正が「コスト」だけでなく「未来への投資」となることにつき理解を求め、所要財源の確保を図る必要がある。

3. 評価結果等

(1) 評価結果

- ナショナルミニマム研究会中間報告において、2年間集中的に職業訓練を実施し就労し続けた場合と職業訓練を受けず生活保護を受給し続けた場合の行政経費の差の推計を報告した。
経済前提や男女により違いがあるものの、18歳から2年間職業訓練を受けた男性が正規雇用された場合には、最大1億円を超える効果が推計された。

【ナショナルミニマム研究会中間報告：<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2010/06/s0623-12.html>】

- なお、社会保障改革の検討においても、生活保護を受給し続けた場合と就業した場合の社会保障等に与える影響について推計を行っており、この推計においても生活保護を受給し続けた場合と働く意欲のあるものが就労を通じて社会に速やかに復帰できた場合、最大で1億5,000万円を超える効果が示されたところ。

【第9回社会保障改革に関する集中検討会議における厚生労働省提出資料：

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/syakaihosyou/syutyukento/dai8/siryou2.pdf>】

(2) 今後の方向性

- 社会保障・税一体改革については、社会保障充実、重点化・効率化と、そのための財源確保と財政健全化の同時達成を内容とする「社会保障・税一体改革成案」が6月30日に取りまとめられたところ。

今後、成案に示された工程に沿って、着実に改革を進めていく。

【社会保障・税一体改革成案：

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/syakaihosyou/kentohonbu/pdf/230630kettei.pdf>】

平成22年度 総合評価書

「規制改革、地方分権を推進するとともに、「新しい公共」の実現に向けて取り組む」について

平成23年6月

政策統括官付社会保障担当参事官室〔主担当〕

1. 政策体系との関連

厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策中目標>施策小目標を設定して政策を実施しています。本施策は施策中目標に当たり、政策の体系上の位置付けは次のとおりです。

【政策体系（図）】

基本目標VI 「新しい公共」の実現、成長戦略の中核としての社会保障の展開（未来への投資）等時代の要請に応える			
	1	2	3
施策大目標 分野	規制改革、地方分権の推進、「新しい公共」の実現	社会保障の展開 （未来への投資）	国際化、科学技術振興、IT化への対応
施策中目標			
1	規制改革、地方分権を推進するとともに、「新しい公共」の実現に向けて取り組む		

【政策体系（文章）】

基本目標VI 「新しい公共」の実現、成長戦略の中核としての社会保障の展開（未来への投資）等時代の要請に応える

施策大目標1 規制改革、地方分権を推進するとともに「新しい公共」の実現を目指す

施策中目標1 規制改革、地方分権を推進するとともに、「新しい公共」の実現に向けて取り組む

2. 評価の契機・評価の視点

(1) 評価の契機

- 所管する規制・制度については、その政策目的に照らし適切なものとなっているかどうか、また「地域のことは地域の住民が責任をもって決める」という地方分権の精神に沿ったものであるか、不断に見直しを実施していく必要がある。
- また、社会保障制度を取り巻く状況は、非正規労働者の増大、単身世帯の増加、地域の高齢化の進展、貧困・格差問題の深刻化、グローバル化に伴う企業の雇用慣行の変化など、制度の骨格が形作られた高度経済成長期と比べ大きく変化している。こうした中、社会保障制度の運営・運用が、国、地方自治体、コミュニティ、事業主、労働者、NPO等、「新しい公共」を担う多様な主体、及び国民自身が相互に係わり合う中で行われるようにすることが重要である。

3. 評価結果等

(1) 評価結果

- 規制改革については、内閣府行政刷新会議規制・制度改革分科会の議論を踏まえ、平成22年6月18日には、ドラッグラグ等の更なる解消や特定看護師の新設（仮称）などライフイノベーションに資する内容を含む「規制・制度改革に係る対処方針について」を閣議決定した。
【規制・制度改革に係る対処方針について：
http://www.cao.go.jp/sasshin/kisei-seido/publication/p_index.html】
- 地方分権については、平成23年度からの投資に係る補助金等の一括交付金化に関して、地域自主戦略交付金に水道施設整備費補助を含める方針を決定した。
【第10回地域主権戦略会議：
<http://www.cao.go.jp/chiiki-shuken/kaigi/kaigikaisai/kaigidai10/kaigi10gijishidai.html>】
- 「新しい公共」については、平成22年6月4日に「新しい公共宣言」が取りまとめられた。厚生労働省としては、貧困・困窮者の「絆」再生事業（「職」と「住まい」を失うなど支援がなければホームレスとなるおそれのある方等に対して、NPO等民間支援団体と協働した総合相談や緊急一時宿泊施設の提供等を行う）の実施等に取り組んでいる。
【「「新しい公共」円卓会議の提案と制度化等に向けた政府の対応」に係る各府省の主な取組について：<http://www5.cao.go.jp/npc/shiryou/22n1kai/pdf/6.pdf>】

(2) 今後の方向性

- 平成23年5月12日に発表した社会保障改革の厚生労働省案において、社会保障改革の基本的方向性の一つとして、「普遍主義、分権的・多元的なサービス供給体制」を掲げている。平成23年6月30日に取りまとめられた「社会保障・税一体改革成案」においても、「医療・介護・保育等のサービス分野における多様な主体の参加、「新しい公共」の創出など、成長に貢献し、地域に根ざすサービス提供体制の実現を図る」こととされている。今後、こうした方向性に従い改革を実現していく。

【社会保障・税一体改革成案：

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/syakaihosyou/kentohonbu/pdf/230630kettei.pdf>】

平成22年度 総合評価書

「未来への投資」として、医療、介護、子育て、新しい職業訓練等の分野で、産業育成や雇用創出に繋がる政策を立案し実行する」について

平成23年6月

政策統括官付社会保障担当参事官室〔主担当〕

成長戦略関係部局

1. 政策体系との関連

厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策中目標>施策小目標を設定して政策を実施しています。本施策は施策中目標に当たり、政策の体系上の位置付けは次のとおりです。

【政策体系（図）】

基本目標VI 「新しい公共」の実現、成長戦略の中核としての社会保障の展開（未来への投資）等時代の要請に応える			
施策大目標 分野	1	2	3
	規制改革、地方分権の推進、「新しい公共」の実現	社会保障の展開（未来への投資）	国際化、科学技術振興、IT化への対応

施策中目標

1	「未来への投資」として、医療、介護、子育て、新しい職業訓練等の分野で、産業育成や雇用創出に繋がる政策を立案し実行する
---	--

【政策体系（文章）】

基本目標VI 「新しい公共」の実現、成長戦略の中核としての社会保障の展開（未来への投資）等時代の要請に応える

施策大目標2 成長戦略の中核として、「未来への投資」として、社会保障を展開する

施策中目標1 「未来への投資」として、医療、介護、子育て、新しい職業訓練等の分野で、産業育成や雇用創出に繋がる政策を立案し実行する

2. 評価の契機・評価の視点

(1) 評価の契機

- 社会保障は、少子高齢化を背景に負担面ばかりが強調され、経済成長の足を引っ張るものと見なされてきたが、医療・介護や年金、子育てなどの社会保障に不安や不信を抱いている国民は、安心してお金を消費に回すことができない。一方、社会保障には雇用創出を通じて成長をもたらす分野が数多く含まれており、社会保障の充実が雇用創出を通じ、同時に成長をもたらすことが可能である。

3. 評価結果等

(1) 評価結果

- 平成 22 年 6 月に閣議決定された「新成長戦略」に基づき、例えば以下のような取組を進めた。
【新成長戦略実現 2011：<http://www.kantei.go.jp/jp/kakugikettei/2011/shinseicho2011.pdf>】
 - ・医療の実用化促進のための医療機関の選定制度等
 - 「メディカル・イノベーションの推進に関する政務会合」や「医療イノベーション会議」において、関係府省（文部科学省、厚生労働省、経済産業省）における 2011 年度関連事業の連携・協力体制について検討を行った。
 - ・地域包括ケア推進の法体系等の整備
 - 社会保障審議会介護保険部会において、2012 年度から始まる第 5 期介護保険事業計画に向けて、当面必要となる介護保険制度の改正事項について「介護保険制度の見直しに関する意見」を取りまとめた。なお、これを踏まえた「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が第 177 回国会で成立したところ。
 - ・子ども子育て新システム検討会議における検討
 - 「こども園（仮称）」への一体化、「保育に欠ける要件」の撤廃等、幼保一体化を含む包括的・一体的な制度の構築について検討を行った。
 - ・求職者支援制度の検討・創設
 - 平成 23 年 1 月 31 日に労働政策審議会から求職者支援制度についての建議がなされた。なお、これを踏まえた「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律」が第 177 回国会で成立したところ。
- なお、5 月 12 日に発表した社会保障改革の厚生労働省案、6 月 30 日に取りまとめられた「社会保障・税一体改革成案」においても、社会保障改革と経済成長との好循環を実現することを基本的な考え方の一つとしている。

【社会保障制度改革の方向性と具体策：

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001bxcx.html>】

【社会保障改革成案：

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/syakaihosyou/kentohonbu/pdf/230630kettei.pdf>】

(2) 今後の方向性

- 「新成長戦略」の工程表や、「社会保障・税一体改革成案」で示された工程に従い、引き続き、社会保障と経済成長の好循環の実現に向けて取り組む。

平成23年度 総合評価書

「国民と向き合う行政の実現」について

平成23年6月

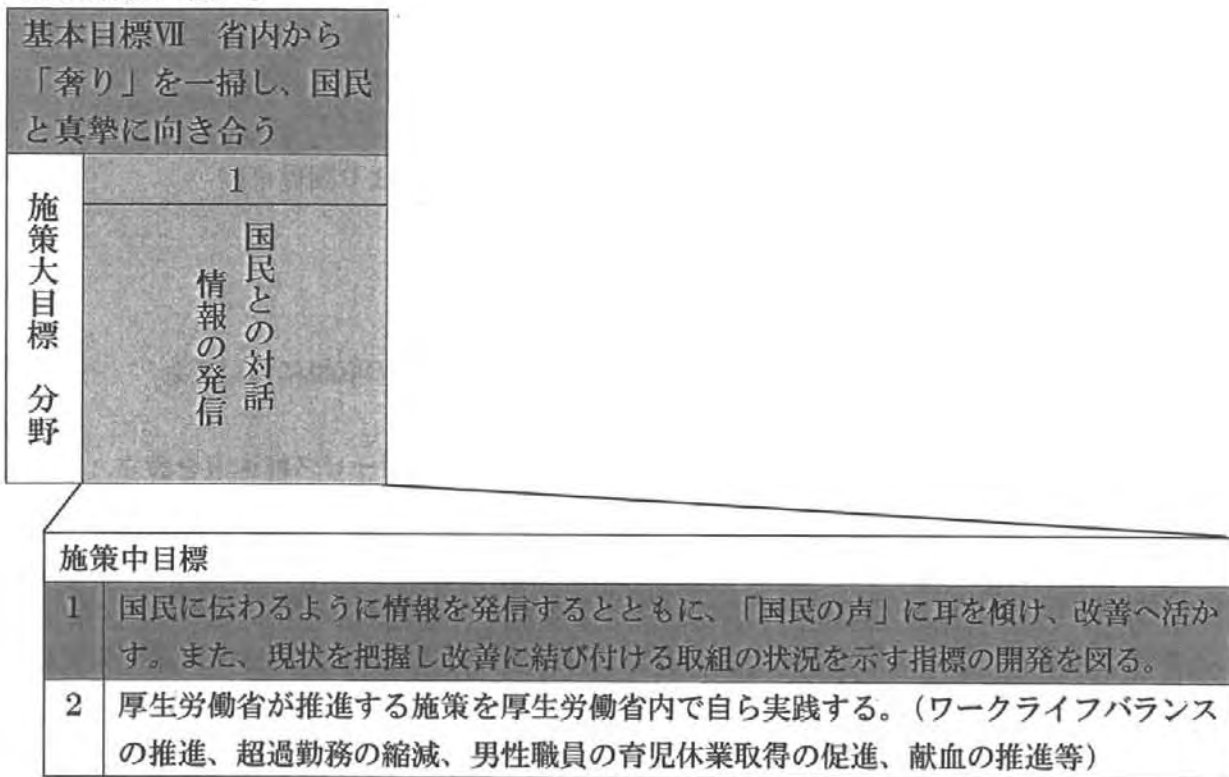
大臣官房総務課情報公開文書室(平嶋壮州室長)

アフターサービス推進室(渡辺正康室長)

1. 政策体系との関連

厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策中目標>施策小目標を設定して政策を実施しています。本施策は施策中目標に当たり、政策の体系上の位置付けは次のとおりです。

【政策体系（図）】



【政策体系（文章）】

基本目標Ⅶ 省内から「奢り」を一掃し、国民と真摯に向き合う

施策大目標1 「国民の声」に真摯に耳を傾け、対応を図るとともに、国民との対話に向けて、情報をわかりやすく発信する

施策中目標1 国民に伝わるように情報を発信するとともに、「国民の声」に耳を傾け、改善へ活かす。また、現状を把握し改善に結び付ける取組の状況を示す指標の開発を図る。

2. 現状分析

(1) 現在の取組状況

<国民の皆様の声及び国民の皆様の声などに基づく業務改善について>

- 平成21年度より、よりよい厚生労働行政を行っていくために、制度改善についてのご意見、不要だと思う制度・支出に対するご指摘を「国民の皆様の声」として募集、公表している。

平成21年度（平成21年11月2日～平成22年4月5日公表分）：64,844件

平成22年度（平成22年4月12日～平成23年3月16日公表分）：131,986件

- また、これら「国民の皆様の声」などに基づき、厚生労働省において実施した業務改善事例を「今週の業務改善」等として公表している。

平成21年度（平成22年3月15日～同月29日公表分）：11件

平成22年度（平成22年4月2日～平成23年3月16日公表分）：259件

※ 詳細については、厚生労働省HP「国民の皆様の声」募集より閲覧可能

http://www.mhlw.go.jp/houdou_kouhou/sanka/koe_boshu/

<国民に伝わるような情報発信／制度、事業の現状分析及び改善への取組について>

- 平成22年9月1日に、わかりやすい文書支援室及びアフターサービス推進室を設立
- 以後、厚生労働省が広く一般に向けて発信する文書をわかりやすいものにするため、民間から採用した広報などの経験者が文書の修正をはじめとする支援を行うとともに、厚生労働省の制度や事業が本来の目的どおりに機能していないと考えられる場合に、制度や事業が本来の目的どおりに国民の生活に役立つものとなるよう、その制度や事業の現状について調査・分析し、関係部局と連携・協働して改善へ結び付けている。

※ 詳細な活動報告については、以下参照

<http://www.mhlw.go.jp/iken/after-service.html>

<http://www.mhlw.go.jp/iken/after-service-vo12.html>

3. 評価結果等

(1) 評価結果 — 把握された問題点及びその原因

厚生労働省に寄せられる「国民の皆様の声」については、これを業務改善に繋げることとしており、集約結果等を公表してきたところであるが、公表開始後1年以上経過した中で、「国民の皆様の声」をより効果的に活用していくために、新たな切り口が必要であると考えられる。

(2) 今後の方向性

今後、役所的発想を打破し、「国民の皆様の声」をより効果的に活用していくために、アフターサービス推進室と連携し、民間の知見を活用して制度・業務の改善へ繋げる仕組みを導入することとしている。

アフターサービス推進室
活動報告書

Vol.1 : 2010年9月～2010年12月

アフターサービス推進室

目次

1	アフターサービス推進室とは	1
	(1) アフターサービス推進室設立の経緯	1
	(2) 業務内容	1
2	活動報告(2010年9月～12月)	2
	(1) 主な活動内容	2
	(2) 具体的な取り組み	2
	(I) 現場視察	2
	(II) 厚生労働省の制度・事業内容に関する情報収集	3
	(III) 個別調査対象の選定	3
	(IV) 個別調査案件の調査開始	3
3	今後の活動について	4
	(1) 実査・分析	4
	(2) 活動報告	5

1 アフターサービス推進室とは

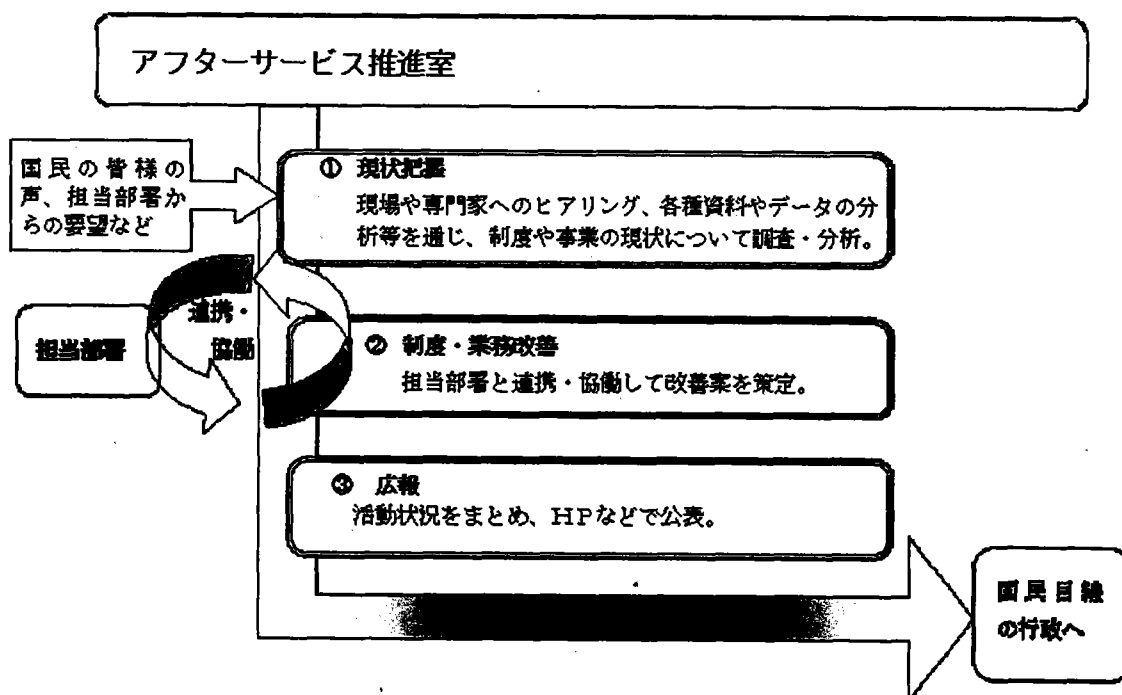
(1) アフターサービス推進室設立の経緯

アフターサービス推進室は、厚生労働省の制度や事業が本来の目的どおり国民の皆様的生活に役立っているかどうか、制度・事業が本来の目的どおりに機能していないと考えられる場合に何が問題なのか、国民の目線から調査・分析し、改善に結び付けることを目的として今年9月に設置されました。

当室のメンバーは、国民の目線を重視し、4名の民間出身者と厚生労働省の職員5名（併任）および事務補佐員1名で構成されています。

(2) 業務内容

- ① 国民、現場職員、専門家に対するヒアリング、各種資料やデータの分析を通じて現状について調査・分析
- ② 担当部署と連携・協働して改善案を策定
- ③ 報告書を作成して公表
- ④ その他、担当部署のアフターサービスに対する取組状況を示す指標の開発など、現状把握機能、制度・業務改善機能の向上に資する取り組み



2 活動報告（2010年9月～12月）

（1）主な活動内容

- 9月
 - ・足立年金事務所視察
 - ・新宿ハローワーク視察
 - ・制度・事業内容に関する情報収集
- 10月
 - ・担当部署へのヒアリング
 - ・日本年金機構視察
- 11月
 - ・個別調査案件の選定
- 12月
 - ・個別調査開始

（2）具体的な取り組み

（I）現場視察

当室では、国民の皆様へ直接行政サービスを提供している現場の状況を把握する必要があると考え、以下の3カ所を視察しました。

① 足立年金事務所

お客様からの苦情にどのように対応しているかなどを中心に視察しました。

② 新宿ハローワーク

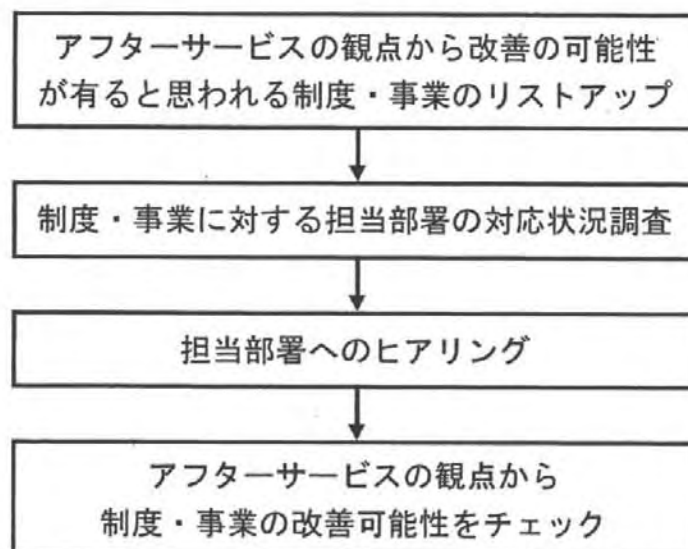
利用者に不便なところはないか、待ち時間はどれくらいあるのかなど視察しました。

③ 日本年金機構

多くの民間出身者が業務の改善に取り組んでいる状況を視察しました。

(II) 厚生労働省の制度・事業内容に関する情報収集

国民の皆様の声や、厚生労働省内で実施された行政事業レビュー等の既存の資料を基に、アフターサービスの観点からみて改善が可能な制度・事業をリストアップし、担当部署にヒアリングをするなど情報収集しました。



(III) 個別調査対象の選定

アフターサービスの観点から、厚生労働省の制度・事業の中で改善が可能と思われるものについて、国民の皆様の声、現場視察、厚生労働省の制度・事業に関する情報収集を基に選別しました。

(IV) 個別調査案件の調査開始

上記のプロセスに基づき、第一弾として以下6件について具体的な調査に向けた取り組みを開始しました。

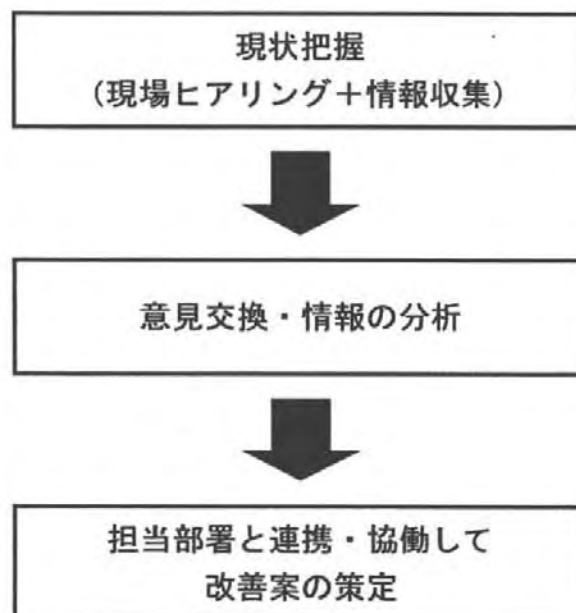
番号	案件名	調査概要
1	女性医師の復職支援方法に関する調査	女性医師支援センター事業を利用して復職した医師の意見や離職したままの医師の意見を聴取し、事業のさらなる効率的・効果的運営を検討する。
2	労働基準行政の実態調査	労働条件の確保・改善及び労働基準関係法令についての周知が、より適切に図られるよう、労働基準監督行政において改善すべき点がないかについて調査する。

番号	案件名	調査概要
3	障害者雇用情報 HP 改善	障害者雇用施策のホームページを読みやすくなるよう改善する。
4	「退所児童等アフターケア事業」の推進支援	本事業の運営主体及び利用者の声を通して、事業が果たしている役割や効果および課題について明らかにすることにより、本事業の一層の推進を図る。
5	年金支払サービスの向上支援	「支払いが遅い」「いつ支払われるのかわからない」という国民の皆様の声に応えるため、支払案件を調査し、原因を明確にし、改善を図る。
6	年金フロントサービス改善支援	「日本年金機構の対応が悪い」「マナーが悪い」という国民の皆様の声が多いため、更なる改善策を日本年金機構と共に検討する。

3 今後の活動について

(1) 実査・分析

上記選定案件について現場ヒアリングやより詳細な情報収集を行い、担当部署との意見交換および情報分析を通じて、連携・協働して改善案を策定します。



(2) 活動報告

国民の皆様幅広く情報を公開すべく、活動内容を報告書にまとめ、3～4ヶ月ごとにホームページで公開します。次回の報告は2011年3月を予定しています。

以上